

[illegible]

二七四	同外一件(角屋堅次郎君紹介)(第一〇六号)	三〇四	同(土井たか子君紹介)(第二一〇二号)	三三〇	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に關する請願(市川雄一君紹介)(第一一〇五号)	三五八	同(藤田高敏君紹介)(第一三四八号)
二七五	同(河上民雄君紹介)(第一〇〇七号)	三〇五	同(中村茂君紹介)(第二一〇二号)	三三一	國民本位の行政改革等に関する請願(伊藤茂君紹介)(第二一九九号)	三五九	同(山花貞夫君紹介)(第一三四九号)
二七六	同外一件(沢田広君紹介)(第一〇〇八号)	三〇六	同外一件(野口幸一君紹介)(第二一〇三号)	三三二	國家公務員の労働基本権確立及びスト權回復に關する請願(佐藤敬治君紹介)(第二一五四号)	三六〇	同(串原義直君紹介)(第一三六〇号)
二七七	同(竹内猛君紹介)(第一〇〇九号)	三〇七	同(山口鶴男君紹介)(第二一〇四号)	三三三	人事院勧告の完全実施に關する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第二一七四号)	三六一	同(沢田広君紹介)(第一三六一号)
二七八	同(野口幸一君紹介)(第一〇一〇号)	三〇八	同外一件(北山愛郎君紹介)(第二一二五号)	三三四	同(伊藤茂君紹介)(第二一七五号)	三六二	同(山花貞夫君紹介)(第一三六二号)
二七九	同(山口鶴男君紹介)(第一〇一一号)	三〇九	同(佐藤敬治君紹介)(第二一二六号)	三三五	同(大原亨君紹介)(第二一七六号)	三六三	同(飛鳥田一雄君紹介)(第一三七九号)
二八〇	同外一件(山花貞夫君紹介)(第一〇一二号)	三一〇	同(塚田庄平君紹介)(第二一二七号)	三三六	同(北山愛郎君紹介)(第二一七七号)	三六四	同(伊藤茂君紹介)(第一三八〇号)
二八一	同(井上一成君紹介)(第一〇一三三三三)	三一一	同(水田稔君紹介)(第二一二八号)	三三七	同(大原亨君紹介)(第二一七八号)	三六五	同外三件(北山愛郎君紹介)(第一三八一号)
二八二	同(伊藤茂君紹介)(第一〇一三四四)	三一二	同外一件(飛鳥田一雄君紹介)(第二一四四五)	三三八	同(山山有作君紹介)(第二一八九号)		
二八三	同(勝岡田清一君紹介)(第一〇一三五五)	三二三	同(石橋政嗣君紹介)(第二一四五五)	三三九	同(飛鳥田一雄君紹介)(第二二〇一号)		
二八四	同外一件(沢田広君紹介)(第一〇一三六六)	三二四	同(大島弘君紹介)(第二一四六六)	三四〇	同(佐藤諒君紹介)(第二二〇二号)		
二八五	同(新村勝雄君紹介)(第一〇一三七七)	三二五	同(大原亨君紹介)(第二一四七七)	三四一	同外一件(山花貞夫君紹介)(第二二〇三三)		
二八六	同(関晴正君紹介)(第一〇一三八八)	三二六	同(勝岡田清一君紹介)(第二一四八八)	三四二	同外一件(飛鳥田一雄君紹介)(第二二五一五)		
二八七	同(土井たか子君紹介)(第一〇一三九九)	三二七	同(金子みつ君紹介)(第二一四九九)	三四三	同(伊藤茂君紹介)(第二二五二二)		
二八八	同(山口鶴男君紹介)(第一〇一四〇〇)	三二八	同外一件(後藤茂君紹介)(第二一五〇二)	三四四	同(大原亨君紹介)(第二二五三三)		
二八九	同(河上民雄君紹介)(第一〇一四〇一)	三二九	同(竹内猛君紹介)(第二一五一五)	三四五	同外一件(串原義直君紹介)(第二二五四四)		
二九〇	同(北山愛郎君紹介)(第一〇一四〇二)	三三〇	同外一件(山花貞夫君紹介)(第二一五二五)	三四六	同(松本善明君紹介)(第二二五五五)		
二九一	同(後藤茂君紹介)(第一〇一四〇三)	三三一	同(山本幸二君紹介)(第二一五三三)	三四七	同(土井たか子君紹介)(第二二五六六)		
二九二	同外四件(佐藤敬治君紹介)(第一〇一四〇七)	三三二	信越郵政局、信越電報監理局等の存置に關する請願(林百郎君紹介)(第二一五三三)	三四八	同(中西續介君紹介)(第二二五七七)		
二九三	同(嶋崎謙君紹介)(第一〇一四四四)	三三三	旧樺太住民に対する補償に關する請願(粕谷茂君紹介)(第二一〇四一)	三四九	同(福岡義登君紹介)(第二二五八八)		
二九四	同(井上普方君外一名紹介)(第一〇一四五五)	三三四	同(泰道三八君紹介)(第二一〇六六)	三五〇	同(川本敏美君紹介)(第二二五八九)		
二九五	同外二件(竹内猛君紹介)(第一〇一七六七)	三三五	同外一件(北村義和君紹介)(第二一三〇外)	三五一	同(串原義直君紹介)(第二二六〇〇)		
二九六	同(水田稔君紹介)(第一〇一七七七)	三三六	同外四件(地崎宇三郎君紹介)(第二一三二六)	三五二	同(嶋崎謙君紹介)(第二二六一一)		
二九七	同(飛鳥田一雄君紹介)(第一〇一九四四)	三三七	同(森田一君紹介)(第二一五五五)	三五三	同外一件(中村茂君紹介)(第二二二二七)		
二九八	同(小川国彦君紹介)(第一〇九五五)	三三八	國民のための行政改革に關する請願(清水勇君紹介)(第二一七八八)	三五四	同(矢山有作君紹介)(第二二二三三)		
二九九	同(河上民雄君紹介)(第一〇九六六)	三三九	財界・大企業優遇の行政改革反対等に關する請願(土井たか子君紹介)(第二一〇七九)	三五五	同(久保等君紹介)(第二二三四五)		
三〇〇	同外二件(北山愛郎君紹介)(第一〇九七七)			三五六	同外二件(串原義直君紹介)(第二二三四六)		
三〇一	同(串原義直君紹介)(第一〇九八八)			三五七	同(長谷川正三君紹介)(第二二三四七)		
三〇二	同(嶋崎謙君紹介)(第一〇九九九)						
三〇三	同外二件(塚田庄平君紹介)(第一一一〇〇)						

三八八	元從軍看護婦の処遇に関する請願(龜岡高夫君紹介)(第一四三二一號)	四一	旧樺太住民に対する補償に関する請願(浜野剛君紹介)(第一八二六號)	四三五	同(川本敏美君紹介)(第二一七三三號)	四六四	同(上草義輝君紹介)(第二五一一號)
三八九	旧満州国軍に服務した軍人等の処遇に関する請願(堀内光雄君紹介)(第一四五八號)	四一二	同(佐藤孝行君紹介)(第一八六二二號)	四三六	同(船田元君紹介)(第二一七四四號)	四六五	同(平石磨作太郎君紹介)(第二五二六號)
三九〇	人事院勧告の完全実施に関する請願(小川省吾君紹介)(第一四八九九號)	四一三	同(関晴正君紹介)(第一八六三三號)	四三七	同(山下徳夫君紹介)(第二一七五五號)	四六六	同(矢山有作君紹介)(第二五二七號)
三九一	同(金子満広君紹介)(第一五八三三號)	四一四	同(實輪登君紹介)(第一八六四四號)	四三八	同(友納武人君紹介)(第二一九七號)	四六七	同(永井孝信君紹介)(第二五四八號)
三九二	同(神利夫君紹介)(第一五八四四號)	四一五	同(川田正則君紹介)(第一八九二二號)	四三九	同(中野雅弘君紹介)(第二一九八號)	四六八	同(佐藤諒君紹介)(第二六二二一號)
三九三	同(上原康助君紹介)(第一六三二二號)	四一六	同(外二件)(牧野隆守君紹介)(第一八九三三號)	四四〇	同(丹羽雄哉君紹介)(第二一九九號)	四六九	同(浦井洋君紹介)(第二六三七七號)
三九四	同(外一件)(北山愛郎君紹介)(第一六三三三號)	四一七	同(地崎宇三郎君紹介)(第一九一九九號)	四四一	同(浜田卓二郎君紹介)(第二二〇〇〇號)	四七〇	同(上原康助君紹介)(第二六三八八號)
三九五	同(後藤茂君紹介)(第一六三四四號)	四一八	同(外二件)(平泉涉君紹介)(第一九二〇〇號)	四四二	同(古賀誠君紹介)(第二二三三三號)	四七一	同(後藤君紹介)(第二六〇三三號)
三九六	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(上田卓三君紹介)(第一四九〇〇號)	四一九	厚木基地における訓練飛行の即時中止等に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一九二二一號)	四四三	同(竹内繁一君紹介)(第二二三三三號)	四七二	戦後処理問題として在外預送金に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第二六〇四四號)
三九七	旧軍人恩給改定に関する請願(白井日出男君紹介)(第一五一一三號)	四二〇	同(瀧長亀次郎君紹介)(第一九二二二號)	四四四	同(戸沢政方君紹介)(第二二六六六號)	四七三	同(小沢貞孝君紹介)(第二六五七七號)
三九八	同(三家博君紹介)(第一五五五八號)	四二一	同(中路雅弘君紹介)(第一九二二三三號)	四四九	同(戸沢政方君紹介)(第二二六六六號)	四七四	新満洲運局の存置に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第二六五八八號)
三九九	同(村山達雄君紹介)(第一五五九九號)	四二二	同(國家公務員の労働基本権確立及びスト権回復に関する請願(金子みつ君紹介)(第一九五七七號)	四五〇	同(中尾栄一君紹介)(第二二六七七號)	四七五	同(中村茂君紹介)(第二六五九九號)
四〇〇	同(森田一君紹介)(第一五六〇〇號)	四二三	旧軍人恩給改定に関する請願(中路雅弘君紹介)(第二二〇二二號)	四五一	同(湯川宏君紹介)(第二二一八八號)	四七六	同(足立篤郎君紹介)(第二六七二二號)
四〇一	旧樺太住民に対する補償に関する請願(奥田敬和君紹介)(第一五八五五號)	四二四	同(堀之内久男君紹介)(第二〇三三三號)	四五二	同(樺太住民に対する補償に関する請願(實輪登君紹介)(第二一七六六號)	四七七	同(足立篤郎君紹介)(第二六七二二號)
四〇二	人事院勧告の完全実施、恩給等の凍結中止に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一五八六六號)	四二五	同(石井一君紹介)(第二〇八八八號)	四五三	戦後処理問題として在外預送金に関する請願(木下敬之助君紹介)(第二二三〇一號)	四七八	同(田中龍夫君紹介)(第二七七三三號)
四〇三	旧軍人恩給改定に関する請願(江藤隆美君紹介)(第一六六五五號)	四二六	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(川崎二郎君紹介)(第二〇八四四號)	四五四	同(渡部行雄君紹介)(第二三〇二二號)	四七九	同(藤尾正行君紹介)(第二七七四四號)
四〇四	同(米田東吾君紹介)(第一七〇一一號)	四二七	同(染谷誠君紹介)(第二〇八五五五號)	四五五	同(山花貞夫君紹介)(第二三一九九號)	四八〇	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(小坂徳三郎君紹介)(第二七七一一號)
四〇五	旧樺太住民に対する補償に関する請願(山口鶴男君紹介)(第一七〇〇〇號)	四二八	同(家原俊平君紹介)(第二〇八六六六號)	四五六	元日赤救護看護婦に対する恩給法適用等に関する請願(戸井田三郎君紹介)(第二三〇三三號)	四八一	同(梅野泰二君紹介)(第二八〇〇〇號)
四〇六	非核三原則法制定に関する請願(栗田翠君紹介)(第一七八二二號)	四二九	同(牧野隆守君紹介)(第二〇八七七七號)	四五七	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(柿澤弘治君紹介)(第二三三六六號)	四八二	同(神利夫君紹介)(第二八〇一一號)
四〇七	人事院勧告・恩給の凍結撤回に関する請願(神利夫君紹介)(第一八一四四號)	四三〇	同(今井勇君紹介)(第二〇九三三三號)	四五八	同(神田厚君紹介)(第二三三三三三號)	四八三	新満洲運局の存置に関する請願(林百郎君紹介)(第二八〇二二號)
四〇八	人事院勧告の完全実施に関する請願(中島武敏君紹介)(第一八一五五五號)	四三一	同(中尾栄一君紹介)(第二〇九四四四號)	四五九	同(和田耕作君紹介)(第二三三三三三號)	四八四	傷病恩給等の改善に関する請願(古賀誠君紹介)(第二八〇三三三號)
四〇九	同(浦井洋君紹介)(第一九一八八八號)	四三二	人事院勧告の完全実施に関する請願(田中恒利君紹介)(第二〇九二二二號)	四六〇	同(實直人君紹介)(第二四七七七七號)	四八五	同(関谷勝嗣君紹介)(第二九二二四四號)
四一〇	同(久保等君紹介)(第一九五六六六號)	四三三	厚木基地における訓練飛行の即時中止等に関する請願(加藤万吉君紹介)(第二〇九五五五號)	四六一	新満洲運局の存置に関する請願(串原義直君紹介)(第二三三三三三號)	四八六	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第二九五五五五號)
		四三四	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(池端清一君紹介)(第二一七二二二號)	四六二	同(清水勇君紹介)(第二三三三三三號)	四八七	同(岩垂孝喜男君紹介)(第二九五五五五號)
				四六三	元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(井上普方君外一名紹介)(第二二四九四四號)	四八八	同(岩垂孝喜男君紹介)(第二九五五五五號)
				四六四	同(上草義輝君紹介)(第二五一一號)	四八九	傷病恩給等の改善に関する請願(田邊

[illegible]

○号

同(松本善明君紹介)(第四五二号)

の開設準備等に伴うものであります。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○齋藤國務大臣 ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

行政改革の推進は、政府の当面する最重要課題であります。政府としては従来から行政機構の簡素効率化に努めてきたところでありますが、最近における行政をめぐる内外の厳しい諸情勢のもとで、行政機構の膨張や行政運営の固定化を防止し、その一層の簡素効率化を継続的に促進する必要があると見做しております。

このため、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申」に沿って、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、行政機関の組織編成の一層の弾力化を図り、あわせて行政機関の組織の基準をさらに明確にすることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、府、省等の組織と所掌事務の範囲は現行どおり法律で定めるといふ原則は維持しつつ、府、省等に配分された行政事務を所掌する官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲については政令で定めることとしております。

第二に、府、省、委員会及び庁には、法律または政令の定めるところにより、審議会等及び施設等機関を置くことができるものとし、また、特に必要がある場合には、法律の定めるところにより特別の機関を置くことができるものとしております。

第三に、庁次長、官房長及び局、部または委員会の事務局に置かれる次長並びに大臣庁以外の庁に置かれる総括整理職の設置は政令で定めることとしております。

第四に、政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一覧表を官報で公示するものとしております。

第五に、当分の間、府、省及び大臣庁の官房及び局の総数の最高限度は、百二十八とすることとしております。

なお、以上のほか、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○橋口委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○橋口委員長 次に、請願の審査を行います。今国会において、本委員会に付託になりました請願は全部で六百四十二件であります。

これより請願日程全部を一括して議題といたします。

各請願の内容につきましては、請願文書表等によりましてすでに御承知のことと存じます。また、理事会におきまして慎重に御検討いただきましたので、この際、各請願についての紹介議員よりの説明等は省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

採決いたします。

本日の請願日程中

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願十七件

元従軍看護婦の処遇に関する請願三十六件

傷病恩給等の改善に関する請願五十二件

の各請願は、いずれも採決の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋口委員長 なお、今国会、本委員会に参考のため送付されました陳情書は、お手元に配付いたしておりますとおり、靖国神社公式参拝に関する陳情書外三十件であります。この際、御報告をいたします。

○橋口委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

まず、内閣提出

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

及び

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

の両案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立多数。よって、両案につきまして、閉会中審査の申し出をすることに決しました。

次に、内閣提出、国家行政組織法の一部を改正する法律案につきましても、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立多数。よって、本案につきましても閉会中審査の申し出をすることに決しました。

次に

中路雅弘君外一名提出、第九十四回国会衆法第三五号、行政機関の公文書の公開に関する法律案

中路雅弘君外一名提出、第九十四回国会衆法第三六号、国の行政機関の職員等に対する営利企業への就職の制限等に関する法律案

横山利秋君外六名提出、第九十四回国会衆法第三七号、情報公開法案

鈴木康雄君外七名提出、第九十四回国会衆法第四五号、公文書公開法案

上原康助君外八名提出、第九十六回国会衆法第一五号、沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案

岩垂寿喜男君外二名提出、第九十六回国会衆法第一八号、国家公務員法の一部を改正する法律案

矢山有作君外五名提出、衆法第三号、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

及び

和山一仁君外二名提出、衆法第一七号、国家公務員法の一部を改正する法律案

並びに

行政機構並びにその運営に関する件

恩給及び法制一般に関する件

公務員の制度及び給与に関する件

及び

栄典に関する件

以上の各案件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、閉会中審査案件が付託になりました場合の諸件についてお諮りいたします。

まず、本会期中に設置いたしました恩給等に関する小委員会につきましては、閉会中もお引き続き存置することとし、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

次に、閉会中委員派遣を行う必要が生じた場合には、委員長において適宜、議長に対し、委員派遣の承認申請を行うこととし、その派遣の日時、派遣地及び派遣委員の人数等所要の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「四万三千八百九十七人」を「四万五千九百九十九人」に、「四万六千二百四十四人」を「四万六千八百三十四人」に、「二十七万八千四百八十八人」を「二十七万二千六百六十二人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万六千六百六十人」を「四万

三千六百六十人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

自衛隊の任務の遂行の円滑を図るため、自衛官の定数を改めるとともに、予備自衛官の員数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第五項を次のように改める。

第三項（第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下次項において同じ。）の規定は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第四項の規定による任用又は同条第五項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

第二十八条中第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6 前項の規定により第三項の規定による退職手当の支給を受けなかった任用期間の定めのある隊員（以下「未受給隊員」という。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。

一 自衛隊法第三十六条第四項の規定により任用された任用期間（以下「継続任用期間」という。）が満了した日に退職し、又は死亡した場合 継続任用期間につき第一項の規定の例により計算して得た額と、退職又は死亡当時の

俸給日額に第三項の規定による退職手当の支給を受けていない任用期間（以下「未受給期間」という。）につき第一項各号に掲げる任用の区分に従い当該各号に定める日数（未受給期間である任用期間が二以上ある場合にあつては、それぞれの任用期間に係る日数を合算した日数。以下「未受給期間に係る日数」という。）を乗じて得た額（以下「未受給期間に係る額」という。）との合計額

二 継続任用期間又は自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間を延長された期間（以下「延長期間」という。）に關し、第二項又は第四項に規定する場合に該当するに至つた場合 これらの期間につきこれらの規定の例により計算して得た額と未受給期間に係る額との合計額（国家公務員等退職手当法第五条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額）

三 継続任用期間又は延長期間が経過する前に退職し、又は死亡した場合（前号に該当する場合を除く。） 未受給期間に係る額と国家公務員等退職手当法第七条の動続期間から未受給期間を除算した期間につき同法の規定の例により計算して得た額との合計額

四 継続任用期間が満了した場合における未受給隊員に係る第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「第六項第一号」と読み替へるものとする。

8 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後政令で定める期間内に退職し、又は死亡した場合における前各項の規定の適用については、必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。

又は死亡した場合（前項に規定する場合を除く。）において、国家公務員等退職手当法の規定により支給される退職手当の額（以下「一般の退職手当の額」という。）が、その昇任した日又は政令で定める日の前日に受けていた俸給月額に對する号俸を基準として政令で定めるところにより計算して得た額に未受給期間に係る日数を乗じて得た額と、その者の同法第七条の動続期間から未受給期間を除算した期間につき同法の規定の例により計算して得た額との合計額に満たないときは、一般の退職手当の額のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

第二十八条の二第三項中「第六項」を「第十項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
任用期間の定めのある自衛官が引き続き任用された場合及び任用期間の定めのない自衛官となつた場合の退職手当の支給方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「委員会及び」を「府及び省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び」に、「但し」を「ただし、委員会及び庁は」に改める。

第七条第四項中「第三条第三項但書の庁」を「法律で國務大臣をもつてその長に充てることが定められてゐる庁」に改め、「特に必要がある場合に

おいては「を削り、同条第五項中「法律を「政令」に改め、同条第六項中「法律の範囲内」を削る。

第八条を次のように改める。

(審議会等)

第八条 第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

第八条の次に次の二条を加える。

(施設等機関)

第八条の二 第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の各行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第十五条第一項中「地方自治法第五十条」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十条」に改める。

第十七条第一項中「第三条第三項但書の各庁」を「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁」に改める。

第十七条の二第一項中「第三条第三項但書の各庁」を「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁」に改め、同条第三項中「第三条第三項但書の庁」を「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁」に改め、「別に法律の定めるところにより」を削り「できる」を「できるもの」とし、その設置は、政令でこれを定める」に改め、同条第四項中、別に

法律の定めるところにより」を削り、「できる」を「できるもの」とし、その設置及び職務は、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁にあつては、政令でこれを定める」に改める。

第十九条を削る。

第二十条第一項及び第二項を次のように改める。

委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 官房に長を置くとき、又は局、部若しくは委員会の事務局に次長を置くときは、その設置及び職務は、政令でこれを定める。

第二十条第三項中「別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない」を「政令でこれを定める」に改め、同項の後段として次のように加え、同条を第十九条とする。

官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、本則に次の一条を加える。

(行政機関の組織の公示)

第二十二条 政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十五条 当分の間、第七条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき置かれる官房(庁に置かれるものにあつては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁に置かれるものに限る。)及び局の総数の最高限度は、百二十八とする。

附則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項については、別に法律で定める。

理由

行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の組織の弾力性を高めるとともに、併せてその基準を一層明確にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年五月二十八日印刷

昭和五十八年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局